

一 般 競 争 入 札 公 告

社会福祉法人大幸会の発注する「特別養護老人ホーム彩幸の杜空調入替工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 1 日

社会福祉法人 大幸会
理事長 西村 直久

1. 工事概要

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム彩幸の杜空調入替工事
- (2) 工事場所 埼玉県さいたま市岩槻区増長 378-1
- (3) 工事内容 空調機器及び室外機入替設置工事
- (4) 建物概要
 - ①工事種別 管工事
 - ②建物用途 特別養護老人ホーム
 - ③敷地面積 4389.13 m²
 - ④延床面積 6075.26 m²
 - ⑤構造規模 RC 造 地上 4 階建て
- (5) 工期予定 契約確定日から令和 8 年 2 月 28 日

2. 入札手続

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札期間 令和 7 年 12 月 1 日 (月)
- (3) 開札場所 社会福祉法人 大幸会
特別養護老人ホーム 彩幸の杜
埼玉県さいたま市岩槻区増長 378-1
- (4) 入札保証金 有 (入札金額の 100 分の 5 以上)
※但し、さいたま市契約規則第 9 条を準用し免除可
- (5) 契約保証金 有 (契約代金の 100 分の 10 以上)
※但し、さいたま市契約規則第 30 条を準用し免除可
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格設定 設定する (非公表)

3. 入札参加資格

- (1) 単体企業で、管工事業の許可を有すること。
- (2) 本公告日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、業種「管工事」、等級「A 級」であること。
- (3) 特別養護老人ホーム等施設管工事施工実績があること。
- (4) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

- (5) 公告日から落札決定までの期間に、「さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 経営不振の状態（「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てをした又はされたとき、「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てをした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者、またはその他暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者でないこと。

4. 入札参加資格の確認と申請手続き

- (1) 申請書の配布 次の問い合わせ先に請求してください。
特別養護老人ホーム彩幸の杜 施設長 羽富
住 所 〒339-0012 埼玉県さいたま市岩槻区増長 378-1
電話番号 048-792-1111 FAX 番号 048-792-1115
- (2) 申請期間 公告日から令和7年11月15日（土）まで
※受付時間は、午前10時から午後4時まで。
但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く
- (3) 申請方法 請求先に持参又は書留郵便必着
- (4) 提出書類 ①一般競争入札参加資格等確認申請書【単体用】
②一般競争入札参加資格等確認資料【単体用】
③特別養護老人ホーム等施設管工事施工実績を証明する請負契約書の写し
※提出された書類は、返却いたしません。
- (5) 資格確認結果通知 令和7年11月20日（木）までにEメールにて入札参加資格の確認結果を通知します。
※申請時に結果通知用のEメールアドレスを担当者へお伝えください。

5. 設計図書等の閲覧等の方法と質問受付及び回答の方法と時期

- (1) 設計図書等の閲覧等の方法及び開始時期
社会福祉法人大幸会 特別養護老人ホーム彩幸の杜 事務所
令和7年11月1日（土）より
- (2) 質問受付期間 令和7年11月15日（土）午後5時まで
- (3) 質問方法 下記のメールアドレスに送付してください。
特別養護老人ホーム彩幸の杜 担当：羽富
Email : saikou-mori@ia9.itkeeper.ne.jp
- (4) 回答期日 令和7年11月19日（水）
- (5) 回答方法 送信元のメールアドレスに返信

6. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を

落札者とする。なお、最低価格の入札者が同額で2人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。

- (2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する（再度の入札は1回まで実施する）。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了する。
- (4) 入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行い、予定価格及び最低制限価格の範囲内の場合に落札者とする。

7. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (3) 落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。
- (4) 入札の無効。

①参加資格がない者

②入札者の記名捺印のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札

③入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札

④記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

⑤同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

⑥同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

⑦明らかに連合によると認められる入札

⑧金額を訂正した入札書による入札

⑨入札の条件に違反した入札